

## 相談・申請

地域包括支援センター・高齢者幸福課・各支所のいずれかで相談・利用申請を行います。

## 判断

「基本チェックリスト」を実施し、生活機能等の低下を判断します。  
※要介護認定申請が必要な方は、認定申請を行います。

## ケアプラン

原則、地域包括支援センターで「介護予防ケアマネジメント」を行い、ケアプランを作成します。

## 利用開始

指定事業所において、総合事業のサービス利用を開始します。  
※現在「要支援」でサービスを利用している方も「訪問介護・通所介護相当事業」以外の総合事業のサービスを利用することが可能。

※総合事業は要介護(支援)認定を受けてなくても、「基本チェックリスト」で該当者となれば、サービスを利用することができます。